

○錦町ひとり親家庭等医療費助成事業事務取扱要領

(1) 受給資格者及び世帯主等の住所、氏名

昭和57年10月1日

副令甲第4号

改正 平成19年4月1日訓令第6号

(趣旨)

第1条 この要領は、錦町ひとり親家庭等医療費助成に関する規則(昭和57年規則第10号)。

以下「規則」という。)の施行について必要な事項を定めるものとする。

(受給資格証の交付等)

第2条 規則第6条の規定による申請は、ひとり親家庭等医療費受給資格証交付申請書(第1号様式)により行わなければならない。

2 町長は、前項の受給資格証交付申請書の提出を受けたときは、適否について審査を行い、

適正と認めた者については、ひとり親家庭等医療費受給資格証交付台帳(第2号様式)に記載し、ひとり親家庭等医療費受給資格証(第3号様式)。以下「受給資格証」という。)を交付し、不適正と認めた者については、ひとり親家庭等医療費受給資格証交付(更新)申請却下通知書(第4号様式)によりその旨を通知するものとする。

3 規則第7条第2項に規定する受給資格の確認は、受給資格証その他必要な書類を提出させ、毎年8月11日から9月10日までの間に行わなければならない。

4 受給資格証の有効期間が満了したとき、又は受給資格証に記載された受給資格者のすべての者が受給資格を失ったときは、受給資格証を速やかに町長に返還しなければならない。(給付の申請方法)

第3条 規則第10条の規定に基づくひとり親家庭等医療費助成金の申請は、毎月ひとり親家庭等医療費助成金申請書(第5号様式)を病院若しくは診療所又は調剤薬局等に提出し、診療(調剤)報酬欄の記載を受けたうえ、町長に提出するものとする。ただし、当該医療機関等の領収書の発行を受けた場合は、これをもってかえることができる。

(給付の決定等)

第4条 町長は、規則第11条の規定に基づく給付の適否について審査を行い、適正と認めた者についてはひとり親家庭等医療費助成金決定通知書(第6号様式)により、不適正と認めた者についてはひとり親家庭等医療費助成金却下通知書(第7号様式)により、その旨を申請者に通知するものとする。

(届出)

第5条 規則第12条に規定する別に定める事項は、次に掲げる事項とする。

附 則

この要領は、昭和57年10月1日から施行する。

附 則(平成19年訓令第6号)

1 この要領は、平成19年4月1日から施行する。

- 2 この要領の施行前に現にある改正前の様式による用紙は、当分の間、これを取り締つて使用することができる。

